

「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」（素案）  
 に対するパブリックコメントの結果について

R6. 3. 25 県民文化部こども若者局こども・家庭課  
 児童相談・養育支援室

- 1 募集期間  
 令和6年2月8日（木）～令和6年3月8日（金） 30日間
- 2 募集結果  
 計 44人 122件
- 3 意見の内訳

該 当 部 分	件数
基本計画に関すること	88
第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	12
第2章 支援のための施策内容に関する事項	69
基本目標1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築	29
基本目標2 一時保護機能の多様化及び支援の拡充	5
基本目標3 自立支援のさらなる充実	11
基本目標4 支援機関の体制・連携強化及び民間団体などの掘り起こし	23
その他	1
第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項	2
第4章 資料編	1
基本計画全般	4
その他女性支援施策に関するご意見	34
合 計	122

意見の要旨及び対する県の考え方は別紙のとおり。

## (別紙)「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」(素案)にいただいたご意見と県の考え方

※今回の意見公募では、過去の相談、支援事例等のご経験や現状、特定の団体の取組等についてのご意見も多数お寄せいただいております。  
 これらの詳細については、ホームページ上での公表を控えることとし、今後の女性支援に関する施策の検討を行う際の参考とさせていただきます。  
 たくさんのご意見をお寄せいただいた皆様、ありがとうございました。

No.	素案の該当項目	頁	記載箇所	意見要旨	長野県の考え方
1	第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	2	1. 基本的な考え方 (1)策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの保護、更生から脱却して、新たな枠組みとして、本格的な女性支援を目的とし、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現をめざしていることを県民に周知するため、新たな法律の目的として、「女性であることにより」不安定な就労や性暴力など様々な困難な問題に直面する背景があること、「人権の尊重や擁護」「男女平等」「福祉の増進」「自立支援」を基本理念として、意思の尊重、最適な支援、多様な支援を包括的に提供することを、明記する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いただいたご意見の趣旨を踏まえ、1段落目を下線のとおり修正しました。</li> <li>「従来、女性の福祉的な支援は、売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づき、「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（要保護女子）」の「保護更生」を目的とした施策を中心に進められてきましたが、女性の人権の擁護や福祉の増進、自立支援等の視点が不十分なものでした。</li> <li>女性の抱える問題が多様化、複合化、複雑化している中、支援のための施策に関する根拠法を売春防止法から転換し、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性の人権が尊重され、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』（令和4年法律第52号。以下、『法』という。）が成立しました。」</li> </ul>
2	第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	2	1. 基本的な考え方 (1)策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的な構造上生まれる女性の困難であるという本質を明記するため、「女性が日常生活または社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い」の文言を追加する必要がある。</li> <li>女性は親、夫の付属品でなくひとりの権利ある人間であるため、「女性が安心かつ自立して～」の文に「女性の人権が尊重され」を追加する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いただいたご意見の趣旨を踏まえ、1段落目を下線のとおり修正しました。</li> <li>「女性の抱える問題が多様化、複合化、複雑化している中、支援のための施策に関する根拠法を売春防止法から転換し、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性の人権が尊重され、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』（令和4年法律第52号。以下、『法』という。）が成立しました。」</li> </ul>
3	第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	6	2. 現状及び課題 (2) 支援のための施策 推進にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年被害女性等支援事業では他自治体において住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が続いており、国会でも多くの質疑が交わされている。情報公開をしっかりと行い、透明性の高い支援活動となることを望む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いただいたご意見を参考に、女性支援施策の推進にあたり、適切な情報公開に努めてまいります。</li> </ul>

No.	素案の該当項目	頁	記載箇所	意見要旨	長野県の方考え方
4	第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	8	3. 基本目標 (2) 基本目標 基本目標1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築	・「女性であることにより、性的な被害や予期せぬ妊娠、不安定な就労など日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難に直面したとき、またはその恐れがあるとき適正で包括的な支援の受けられる制度であること」を周知することを明記してほしい。	・いただいたご意見の趣旨を踏まえ、下線のとおり修正しました。 「女性の抱える問題が多様化、複合化、複雑化している中、 <u>支援のための施策に関する根拠法を売春防止法から転換し、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性の人権が尊重され、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』（令和4年法律第52号。以下、『法』という。）が成立しました。</u> 」 また、広報・周知の強化については基本目標1に施策を記載しております。
5	第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	8	3. 基本目標 (2) 基本目標 基本目標1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築	・女性が無知なために性被害に遭うかのようにとれるため、「性被害に遭わないための情報を発信し」の表現は適当でないのではないか。 公教育できちんと性教育をするべき。男女ともにお互いの人権を学び大切にする教育こそ必要と考える。	・いただいたご意見のとおり、「性被害に遭わないための情報」の表現は、発信する情報の内容が明確でなく、性被害を受けた方に過失があるとの認識を与えるおそれがあることから、この記載を削除し、以下のとおり修正しました。 「 <u>県の相談窓口を知らない女性に対し、窓口の連絡先、相談方法等に関する情報を発信し、広報、周知していく方法を見直します。</u> 」 また、性教育に関するご意見については、女性支援のための施策を推進する上で、参考にいたします。
6	第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	8	3. 基本目標 (2) 基本目標 基本目標1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築	・性被害者に過失があると捉えられかねないため、性教育の充実などが必要であって、「性被害に遭わないための情報」の表現は削除すべきではないか。	・いただいたご意見のとおり、「性被害に遭わないための情報」の表現は、発信する情報の内容が明確でなく、性被害を受けた方に過失があるとの認識を与えるおそれがあることから、この記載を削除し、以下のとおり修正しました。 「 <u>県の相談窓口を知らない女性に対し、窓口の連絡先、相談方法等に関する情報を発信し、広報、周知していく方法を見直します。</u> 」 また、性教育に関するご意見については、女性支援のための施策を推進する上で、参考にいたします。
7	第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	8	3. 基本目標 (2) 基本目標 基本目標1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築	・支援員の立場による支援ではない、「相談者の立場に立った支援」を加えてほしい。	・いただいたご意見の趣旨を踏まえ、下線のとおり修正しました。 「これらの取組により、支援を必要とする女性一人ひとりとの信頼関係を構築し、 <u>それぞれの立場に寄り添った支援につなげていきます。</u> 」
8	第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	8	3. 基本目標 (2) 基本目標 基本目標1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築	・相談員への適切な処遇を行い、人材の確保に努めるとともに、相談員のための相談窓口や相談できる弁護士を設置する、を加えてほしい。 相談員は、支援者に寄り添った支援を行うために高い人権意識と専門知識が求められる。また複雑な事情を抱える女性に長期に寄り添う必要から正規が望ましい。相談員をサポートする体制が必要と考える。	・いただいたご意見を参考に施策を推進してまいります。 また、本県の地域的な状況、今後の相談実績の状況等を勘案しつつ、必要に応じ、適切な人員配置等を検討します。

No.	素案の該当項目	頁	記載箇所	意見要旨	長野県の方考え方
9	第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	8	3. 基本目標 (2) 基本目標 基本目標1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築	・どこに住んでいても安心して相談できる体制を作るため、「市町村の相談体制への支援」を追加する必要がある。 市町村の基本計画の策定は努力義務であるが、支援者がどこにいたとしても必要十分な支援をうける体制を整備していく必要があり、財政面も含め、県の積極的な支援が必要である。	・市町村の相談体制及び基本計画策定への支援については、基本目標4(2)に施策を記載しております。
10	第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	8	3. 基本目標 (2) 基本目標 基本目標1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築	・子どもが産み捨てられる事件が多いため、予期せぬ妊娠等や困難を抱える妊婦の産前産後ケアのための、母子支援施設の活用や連携体制を整備してほしい。	・予期せぬ妊娠等の困難を抱える女性への支援については、基本目標2(1)に「にんしんSOSながの」の支援の拡充について、施策を記載しております。いただいたご意見を参考に施策を推進してまいります。
11	第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	8	3. 基本目標 (2) 基本目標 基本目標4 支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし	・民間団体の中には、連携すべきでない、又は連携できるかどうか不明な団体が存在することも考えられるため、広く市民から団体に関する情報収集を行う、との趣旨を記載してはどうか。	・民間団体との連携にあたっては、活動実績などを確認するとともに情報収集に努め、施策を推進してまいります。
12	第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	9	3. 基本目標 (3) 施策体系	・設定されている成果指標に加え、例えば何人の自立につなげたかなど、支援そのものの効果に加え、成果指標とするか、またはモニタリング項目として設定してはどうか。	・支援対象者の抱えている問題に応じて求められる支援の内容も様々であることから、「自立」について指標化による評価は困難と考え、成果指標の追加は行いません。 なお、支援実施状況の把握及び評価は毎年度行ってまいります。
13	第2章 支援のための施策内容に関する事項	11～	基本目標1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築	・未成年者への広報・啓発等は内容を公開するとともに、事前に保護者へと周知する、と記載してはどうか。家庭を通じた啓発内容の定着が望めますし、家庭を通じて地域社会への内容の浸透も狙うことができる。	・女性相談の窓口を知らない、または躊躇等により利用できなかった若年層を中心とする女性への広報・啓発を強化するため、インターネット等の広報媒体の使用や、配布する場所等の活用を基本目標1(1)に記載しております。 いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
14	第2章 支援のための施策内容に関する事項	11～	(その他：DV加害者に対するアプローチ)	・第2章の優先順位は以下のように考える。 ①「加害者への介入」 ②「一時保護機能の多様化及び支援の拡充」 ③「自立支援のさらなる充実」 ④「支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし」 ⑤「広報・周知の強化及び 相談の質向上による信頼関係の構築」 まずはDV問題の元になっている男性への介入と教育的なアプローチを、長期的な計画のもとに取り組む必要がある。	・DV加害者への対応について、「第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」に基づいて取り組んでまいります。

No.	素案の該当項目	頁	記載箇所	意見要旨	長野県の考え方
15	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	11	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (1) アウトリーチ、居 場所の提供等による早 期把握	・行政担当者には、積極的に正しく有益な情報提供をお願いしたい。 特に困りごとを抱えて相談に来たり、社会的少数派の事情を抱えている人には状況をヒアリングした上で「聞かれる前に」情報を提供してほしい。	・いただいたご意見を踏まえ、チラシ配布による周知等の今後の情報発信において、わかりやすく、相談することの大切さをご理解いただけるような表現等に努めてまいりま。女性相談支援員の研修を通して、関係機関やその案内に関する対応等についても、対応力の向上を図ってまいります。
16	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	11	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (1) アウトリーチ、居 場所の提供等による早 期把握	・当事者が助けを求められる環境について、年齢や抱えている問題で窓口を区切らず、県・市町村の広報やWEBページの他にも、学校や職場等でも当事者になりうる人に影響力のある方法で周知する必要がある。	・いただいたご意見を踏まえ、チラシ等の配布先や発信する媒体等を見直すことにより、相談窓口の存在を知らなかった女性にも届く広報・啓発の推進に努めてまいります。
17	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	11	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (1) アウトリーチ、居 場所の提供等による早 期把握	・ショッピングモールや駅のトイレに、支援先の連絡先の案内を置いて欲しい。	・いただいたご意見を踏まえ、チラシ等の配布先や発信する媒体等を見直すことにより、相談窓口の存在を知らなかった女性にも届く広報・啓発の推進に努めてまいります。
18	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	11	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (1) アウトリーチ、居 場所の提供等による早 期把握	・ぎりぎりの状態になる前に相談に結び付けられると良い。 ・相談先が分からない事例に対して、フローチャートがあると、自分も相談して良いと分かる。冊子、SNSやWEBで見られると利便性が上がる。	・いただいたご意見を踏まえ、チラシ配布による周知等の今後の情報発信において、わかりやすく、相談することの大切さをご理解いただけるような表現等に努めてまいります。
19	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	11	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (1) アウトリーチ、居 場所の提供等による早 期把握	・誰でも理解できるやさしくわかりやすい言葉で書かれた支援制度ブックを作ってほしい。	・いただいたご意見を踏まえ、チラシ配布による周知等の今後の情報発信において、わかりやすく、相談することの大切さをご理解いただけるような表現等に努めてまいります。

No.	素案の該当項目	頁	記載箇所	意見要旨	長野県の方考え方
20	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	11	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (1) アウトリーチ、居 場所の提供等による早 期把握	・相談することの大切さを理解してもらう取組が必要で、一人で頑張らずに信頼できる 大人に頼っていいことを理解してもらえる居場所や情報発信が大切だと思う。	・いただいたご意見を踏まえ、チラシ配布による周知等の今後の情報発信に おいて、わかりやすく、相談することの大切さをご理解いただけるような表現等 に努めてまいります。
21	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	11	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (1) アウトリーチ、居 場所の提供等による早 期把握	・望まない妊娠、性病感染がなくなるように等、教科書的な性教育だけではない何か ができないか。	・学校教育課程における教育のほか、例えばデートDVに関する啓発等、高 等教育機関やそれ以上の年齢に対する情報発信に取り組んでまいります。
22	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	・「○障がい者、高齢者への対応の連携強化」の項目中、圏域の基幹相談支援セン ターへつなげるための同行支援やコミュニケーション等の支援を支援内容として位置づけ てほしい。 連携強化欄の関係部署に「基幹相談支援センター（障がい者分野）、地域包括 支援センター（高齢者及び精神障がい者分野）を追加してほしい。	・基本計画素案において、「関係部署」欄は、長野県における機関を記載し ています。なお、支援に当たっては関係機関との連携が重要なため、基本目 標4に基づき連携強化に取り組んでまいります。
23	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	・「○外国人への支援情報の提供及び相談対応」の項目について、関係部署として、 出入国在留管理庁を追加してほしい。 支援対象者が外国人である場合、その在留資格が問題となる場合があること、ま た、支援対象者の意思等によっては速やかな帰国を進めることも一つの支援となりうる ことの観点による。	・基本計画素案において、「関係部署」欄は、長野県における機関を記載し ています。なお、支援に当たっては関係機関との連携が重要なため、基本目 標4に基づき連携強化に取り組んでまいります。
24	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	・相談窓口の受付時間を24時間体制にしてほしい。 ・夜間も相談できる窓口があると嬉しい。	・基本目標1（2）相談支援の質の向上において、即時のやり取りを必須 としない電子メール等の媒体による、窓口における相談方法の多元化につい て記載しております。

No.	素案の該当項目	頁	記載箇所	意見要旨	長野県の方考え方
25	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	・小さな悩みでも気軽に吐き出せる場所やSNSツールを増やしてほしい。 ・電話だけでなく、チャットから相談を始められるとハードルが下がる。	・基本目標1 (2) 相談支援の質の向上において、電子メール等の媒体 による、窓口における相談方法の多元化について記載しております。
26	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	・SNSで全国どこからでも、都会に引き寄せられているので、県内でもSNSを使える相 談先を早急に整備すべき。	・基本目標1 (2) 相談支援の質の向上において、電子メール等の媒体 による、窓口における相談方法の多元化について記載しております。
27	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	・お役所仕事ではなく、もっと耳を傾けて欲しい。平日10時～16時で実際に相談でき る人はわずか。"1人じゃないよ""話をきくよ"と安心できる場所・時間をPRしてほしい。	・基本目標1 (1) アウトリーチ、居場所の提供等による早期把握におい て、広報・周知の推進に関する取組を、(2) 相談支援の質の向上におい て、窓口における相談方法の多元化に関する取組を記載しております。 また、相談者の立場に寄り添った相談及び支援に努めてまいります。
28	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	・相談電話をかけるには勇気がいる。保護できる可能性がある場や対応してくれそうな 民間団体等に行政機関から依頼して、その人が自力で次の相談先を探さなくてもいい よう、一度上げた声がかきちんと拾われる体制作りをお願いする。	・基本目標1 (2) 相談支援の質の向上において女性相談員等への研 修の充実に関する取組を、基本目標4において支援機関の連携強化に関 する取組を記載しております。 また、相談者の立場に寄り添った相談及び支援に努めてまいります。
29	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	・相談員も幅広く、若い方から人生経験のある方を希望する。支援を求めている時 は、判断能力が低下しているのでリードしてほしい。決定は自分だが選択肢を提示して ほしい。	・基本目標1 (2) 相談支援の質の向上において、女性相談員等への研 修の充実に関する取組を記載しております。 また、相談者の立場に寄り添った相談及び支援に努めてまいります。
30	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	・まずは相談に来てくれた事をねぎらって欲しい。相談が緊張する場所ではなく、安心出 来る場所になって欲しい。	・基本目標1 (2) 相談支援の質の向上において、女性相談員等への研 修の充実に関する取組を記載しております。 また、相談者の立場に寄り添った相談及び支援に努めてまいります。

No.	素案の該当項目	頁	記載箇所	意見要旨	長野県の方考え方
31	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	・人が動くためには、一人では難しく時間がかかることを知ってほしい。孤立し疲弊し続けたことで、具体的な方策や情報提供をしてもすぐに動けなかったり決断できない人たちに寄り添ってほしい。	・基本目標1(2) 相談支援の質の向上において、女性相談員等への研修の充実に関する取組を記載しております。 また、相談者の立場に寄り添った相談及び支援に努めてまいります。
32	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	・相談対応の質を変えるための体制づくりとして、正規職員の配置など体制の強化、民間委託の拡充を現場の民間の実態に合わせて行うこと、個人情報の扱いが重要と考える。	・本県の地域的な状況、今後の相談実績の状況等を勘案しつつ、必要に応じ、適切な人員配置等を検討します。 また、いただいたご意見についても、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
33	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	・DVによる問題に偏っており、女性の様々な問題（貧困、就職・非正規労働、子どもの養育・教育、病気、介護、家族の問題等）に対応する具体的な取組が見えてこない。 従来の相談窓口の付け替えに終わっている感があり、「専門知識を持った正規職員の配置」が必要ではないか。	・いただいたご意見を参考に、本県の地域的な状況、今後の相談実績の状況等を勘案しつつ、必要に応じ、適切な人員配置等を検討します。
34	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	・当事者と相談窓口との信頼関係を築くことについて、相談担当者は知識や熱意のある人をお願いしたい。若年者と年齢層が近い同性が良い。できる限り同じ人に担当してほしい。できればソーシャルワーカーなど資格や知識のある人が良い。	・基本目標1(2) 相談支援の質の向上において、女性相談員等への研修の充実に関する取組を記載しております。 また、いただいたご意見についても、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
35	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	・「窓口の明確化と寄り添い型の支援」 DVの渦中にある女性たちは心細く不安が高い状態にあることから、結果論の情報だけでは動けないことがある。まず本人の主観的な体験を聴くこと、窓口に行きながら必要だと思ふ。女性たちの日々の葛藤に寄り添う民間団体への支援に繋げてほしい。	・基本目標3(2)、(3)に記載のとおり、各種手続きの窓口への同行支援をはじめ、女性相談支援員を中心に伴走型の支援を積極的に行うとともに、女性への支援を行う民間団体等を掘り起し、連携を図ってまいります。 また、相談者の立場に寄り添った相談及び支援に努めてまいります。
36	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	・地区が違うから相談にのれないと言われたり、条件をクリアしたり、書類提出しないと相談できないので行政の窓口は利用する気にならない。	・基本目標1(2) 相談支援の質の向上において、女性相談員等への研修の充実に関する取組を記載しております。 また、相談者の立場に寄り添った相談及び支援に努めてまいります。



No.	素案の該当項目	頁	記載箇所	意見要旨	長野県の方
37	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まずは相談に来た本人の行動を肯定し、相談までの背景や思いについて本人の口から語られる言葉に寄り添って話を聞く姿勢を持ってほしい。</li> <li>・これまでの人生を労うサポートをしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標1(2) 相談支援の質の向上において、女性相談員等への研修の充実に関する取組を記載しております。</li> <li>また、相談者の立場に寄り添った相談及び支援に努めてまいります。</li> </ul>
38	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>（女性相談員の対応について）</li> <li>・女性相談員に全く話を聞いてもらえなかった。</li> <li>・女性相談員の態度がきつい。</li> <li>・ちゃんと聞いて、そこで切らないで欲しい。繋ぎ先が分からないまま回すのはやめてほしい。</li> <li>・DVについて知らない様子、言動が見受けられて残念。もう少し寄り添ったり、これからの生活などを一緒に考える機会があれば良い。</li> <li>・助けてほしいと思って相談窓口で電話したのに繋がらない時、余計に絶望を感じる。</li> <li>・気軽に相談出来る女性相談員を増やしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標1(2) 相談支援の質の向上において、女性相談員等への研修の充実に関する取組を記載しております。</li> <li>また、相談者の立場に寄り添った相談及び支援に努めてまいります。</li> </ul>
39	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神的・経済DVを受けていて女性相談員に相談した。全く話を聞いてもらえなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標1(2) 相談支援の質の向上において、女性相談員等への研修の充実に関する取組を記載しております。</li> <li>また、相談者の立場に寄り添った相談及び支援に努めてまいります。</li> </ul>
40	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材養成のための講座の開催と講座修了者へのスキルアップを図る必要がある。講座修了者には「修了証」などを交付し、自己達成感を促すことが必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。</li> </ul>
41	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20代30代の若い世代のDV被害者への支援強化として、若者の感覚が分かる30代の相談員の配置が必要だと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。</li> </ul>
42	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	12	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談員は会計年度任用職員の身分のため、研修を受け経験を積んだ相談員が毎年更新しなければならなかったり、3～5年で辞めなければならない。処遇改善が必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の地域的な状況、今後の相談実績の状況等を勘案しつつ、必要に応じ、適切な人員配置等を検討します。</li> </ul>

No.	素案の該当項目	頁	記載箇所	意見要旨	長野県の考え方
43	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	13	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	・児童相談所から18歳だから管轄外と言われ、女性相談窓口で相談したら「何とかやる方法を、成人なのだから自力で考えなさい。」と言われ電話を切られた。その子にとって何が最善か、その子の意思が尊重されるようなケースバイケースでの対応を。	・いただいたご意見の趣旨を踏まえ、項目及び内容を下線のとおり修正しました。 項目「○若年者への対応の連携強化」 「・成人年齢前後の若年女性からの相談に対し、児童相談所等の関係機関との連携により、切れ目のない支援を行います。」
44	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	13	基本目標1 広報・周 知の強化及び相談の質 向上による信頼関係の 構築 (2) 相談支援の質の 向上	・18歳以上の若者が狭間で苦しむことがないよう制度の拡充や対応をお願いする。	・いただいたご意見の趣旨を踏まえ、項目及び内容を下線のとおり修正しました。 項目「○若年者への対応の連携強化」 「・成人年齢前後の若年女性からの相談に対し、児童相談所等の関係機関との連携により、切れ目のない支援を行います。」
45	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	13	基本目標2 一時保護 機能の多様化及び支援 の拡充 (1) 多様な問題を抱 える女性に対する一時 保護	・シェルターの条件をもっと入りやすくしてほしい。 ・「柔軟な保護」 離婚の決意や警察の関与、保護に迷いが無い等の条件を課さず、まずは安全・安心の場所で悩ませてほしい。	・基本目標2 (1) 多様な問題を抱える女性に対する一時保護に記載のとおり、多様な困難な問題を抱える女性が施設を利用できるよう、県の緊急避難支援事業の運用を拡充するとともに、一時保護委託施設との利用ルールの見直しを進めます。
46	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	13	基本目標2 一時保護 機能の多様化及び支援 の拡充 (1) 多様な問題を抱 える女性に対する一時 保護	・保護の利用について、現実的なニーズと合致しない状況になっているのではないかと。民間とも連携したより柔軟な受入体制の構築が必要だと思う。	・基本目標2 (1) 多様な問題を抱える女性に対する一時保護に記載のとおり、多様な困難な問題を抱える女性が施設を利用できるよう、県の緊急避難支援事業の運用を拡充するとともに、一時保護委託施設との利用ルールの見直しを進めます。
47	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	13	基本目標2 一時保護 機能の多様化及び支援 の拡充 (1) 多様な問題を抱 える女性に対する一時 保護	・緊急避難場所、休む場所として女性限定で泊まれる所がほしい。	・基本目標2 (1) 多様な問題を抱える女性に対する一時保護に記載のとおり、多様な困難な問題を抱える女性が施設を利用できるよう、県の緊急避難支援事業の運用を拡充するとともに、一時保護委託施設との利用ルールの見直しを進めます。
48	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	13	基本目標2 一時保護 機能の多様化及び支援 の拡充 (1) 多様な問題を抱 える女性に対する一時 保護	・一般的なDVに当たらなくても、当たり前で安心して過ごせる場所が近くにあってほしい。	・基本目標2 (1) 多様な問題を抱える女性に対する一時保護に記載のとおり、多様な困難な問題を抱える女性が施設を利用できるよう、県の緊急避難支援事業の運用を拡充するとともに、一時保護委託施設との利用ルールの見直しを進めます。

No.	素案の該当項目	頁	記載箇所	意見要旨	長野県の方考え方
49	第2章 支援のための施策内容に関する事項	14	基本目標2 一時保護機能の多様化及び支援の拡充 (2) 心身の健康の回復及び生活支援	・「〇県の一時保護施設における支援の充実」の項目中、「外国人、高齢者、…」の支援者は専門職として正規雇用し、異動のない措置を図ってほしい。 県内市の多文化共生関係の窓口で働く方は市職員ではないけれど能力の高い方々。有期契約だと長期にわたって支援できず、市としても損失。県は率先して正規雇用し市町村に見本を示して欲しい。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
50	第2章 支援のための施策内容に関する事項	15～	基本目標3 自立支援のさらなる充実	・関係機関との連携による切れ目のない支援の充実が謳われているが、支援を受け続けると人はパワーレスになっていく。その後の自立につなげていくという方向性があるなら、むしろ役割をもって居られる環境を作っていく必要がある。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
51	第2章 支援のための施策内容に関する事項	15	基本目標3 自立支援のさらなる充実 (2) 自立支援の充実	・「(2) 自立支援の充実」の項目に、「〇障がいを持っている女性が子育てをすることをまるごと支援する体制を目指す」と追加してほしい。 在宅でも、一時保護先で支援するとしても、障がいへの支えと子育てへの支えの両輪があることでご本人が自立に向けて前向きに力を発揮できる。	・障がいを持つ女性への支援については、基本目標1(2) 相談支援の質の向上（障がい者、高齢者への対応の連携強化）に記載しております。 ・「長野県障がい者プラン2024」の趣旨を踏まえるとともに、いただいたご意見も参考に、自立支援の充実を含めた施策を推進してまいります。
52	第2章 支援のための施策内容に関する事項	15	基本目標3 自立支援のさらなる充実 (2) 自立支援の充実	・「〇安全及び心身の安定に対する支援の充実」の内容に、「障害を抱えている女性の養育支援の充実」「自立支援計画の中に養育支援計画を含む」の項目を加えてほしい。 障がい者の女性が子育てする場合に、女性本人を対象とした自立支援は就労支援、移動支援、生活介護など障害福祉のメニューがあるが、養育支援（子どもの移送、子どものための家事、育児、学校対応など）のメニューは制度が確立されていない。自立支援計画の中に養育を自立していくことを支えるという視点が必要だと思う。	・障がいを持つ女性への支援については、基本目標1(2) 相談支援の質の向上（障がい者、高齢者への対応の連携強化）に記載しております。 ・「長野県障がい者プラン2024」の趣旨を踏まえるとともに、いただいたご意見も参考に、自立支援の充実を含めた施策を推進してまいります。
53	第2章 支援のための施策内容に関する事項	15	基本目標3 自立支援のさらなる充実 (2) 自立支援の充実	・相談後のビジョンを話し合う、必要な支援を求める。 当事者と今後について話し合い計画を練る。一番困っていることは何か、一時又は恒久的な避難、住居、治療、金銭面等の支援についての知識や情報を一度に相談できるとよい。	・支援対象者本人の意思を尊重し、必要に応じて自立支援計画を策定してまいります。 相談においても、先を見通した説明を心掛け、女性が自立に向けたイメージを描くことができるよう、丁寧な対応を進めてまいります。
54	第2章 支援のための施策内容に関する事項	15	基本目標3 自立支援のさらなる充実 (2) 自立支援の充実	・相談後のビジョンを話し合う中で、医療機関への紹介をしてほしい。 当事者は生活基盤の立て直しをしていかなければならないため、継続した支援が必要です。不安症や複雑性PTSDなどを発症する場合もあり、医療機関との連携は必須です。	・支援対象者本人の意思を尊重し、必要に応じて医療機関を紹介するなど関係機関と連携を図りながら、自立支援を行ってまいります。
55	第2章 支援のための施策内容に関する事項	16	基本目標3 自立支援のさらなる充実 (2) 自立支援の充実	・市営・県営住宅にもっと入れるようにしてほしい。 (老人、母子、障がい者が先で入れないと言われた)	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
56	第2章 支援のための施策内容に関する事項	16	基本目標3 自立支援のさらなる充実 (2) 自立支援の充実	・一時保護後の継続した支援策（住宅・働く場所の確保など）が必要ではないか。	・基本目標3(2)に記載のとおり、生活就労支援センター「まいさぽ」との連携を強めていくことで、支援を求める女性の一時保護後の就労や住まい、家計に関する相談の充実を図ってまいります。

No.	素案の該当項目	頁	記載箇所	意見要旨	長野県の方
57	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	17	基本目標3 自立支援 のさらなる充実 (2) 自立支援の充実	・生活面での自立支援策（金銭、住居、就業）の継続、心と体の治療や相談がいつでもできると良い。	・いただいたご意見を参考に、基本目標3（2）の施策等を推進してまいります。
58	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	17	基本目標3 自立支援 のさらなる充実 (3) アフターケアに関する 支援の強化	・路上を離れて居宅生活に移行しても地域で自力で頼りになる人間関係を結ぶことが困難な人もいるため、長期に渡るサポート、伴走支援の視点をもつ必要がある。引越して自治体間をまたいだとしても引継ぎが必要との認識を持ってほしい。	・基本目標3（3）に記載のとおり、女性相談支援員を中心に伴走型の支援を積極的に行ってまいります。
59	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	18	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こし	・支援体制の整備に当たっては、各地域の既存のリソースを活用できると記載してはどうか。地域のリソースは限られていることから、すべてを新規に立ち上げることは却って支援体制の整備を遅らせ、支援が妨げられる懸念がある。	・地域の既存リソースを活用していくことについて、基本計画においては、各種の取組を進めるための基本となる考え方として、基本目標3及び4等の記述を行っております。 いただいたご意見を踏まえ、女性支援の施策等を推進してまいります。
60	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	18	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こし (1) 支援のための体制 づくり	・「○支援者のバーンアウト防止、組織対応の推進」について、トラウマインフォームドケアについての研修の強化（女性相談支援員の他に事務担当者、窓口、電話対応する方もすべて）を行ってほしい。民間と連携してでも、必ず行ってトラウマ再燃のリスクを低減させてほしい。	・いただいたご意見を踏まえ、女性相談支援員等の研修の充実において、トラウマインフォームドケアの視点を取り入れます。
61	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	18	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こし (1) 支援のための体制 づくり	・「○支援者のバーンアウト防止、組織対応の推進」について、女性相談支援員の正職採用と専門職（精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師等）の配置を行ってください。根拠のある知識と経験を持って安心して相談支援に臨めるよう体制を整えてほしい。	・女性相談支援員等支援者へのサポート体制については、基本目標4（1）支援のための体制づくりに施策を記載しております。 また、本県の地域的な状況、今後の相談実績の状況等を勘案しつつ、必要に応じ、適切な人員配置等を検討します。
62	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	18	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こし (2) 関係機関の連携 強化	・設置する相談窓口は、あらゆる問題に対応する「一本化した窓口」とし、専門的な知識や資格を持った職員を配置する必要がある。県、市町村が連携して対応できる体制を図る必要がある。	・様々な問題を抱える女性が相談する窓口として、県保健福祉事務所又は県内各市の女性相談支援員と、県女性相談支援センターを位置づけており、県、市町村が連携して相談への対応を行ってまいります。 また、本県の地域的な状況、今後の相談実績の状況等を勘案しつつ、必要に応じ、適切な人員配置等を検討します。
63	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	18	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こし (2) 関係機関の連携 強化	・専門的な知識や資格を有する職員は正規専門職員とし、長期にわたって支援者に対応できる人事配置とする必要がある。	・本県の地域的な状況、今後の相談実績の状況等を勘案しつつ、必要に応じ、適切な人員配置等を検討します。

No.	素案の該当項目	頁	記載箇所	意見要旨	長野県の方考え方
64	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	18	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こ し (2) 関係機関の連携 強化	・相談窓口は行政区を超えた広域的な配置も検討する必要がある。	・長野県では、県保健福祉事務所に配置の女性相談支援員が、県内10 の各圏域の町村を対象地域として相談を受け付けているほか、県内すべて の市にも女性相談支援員が配置されています。 また、支援調整会議等により関係機関の連携を強化し、広域的な支援を 進めてまいります。
65	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	19	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こ し (2) 関係機関の連携 強化	・民生委員、児童委員、人権擁護委員、教育委員会、教員、保健師、生活支援サ ポーターなど行政に設置されている関係機関や個人を具体的に示し、具体的な連携 体制を構築する必要がある。	・ご意見をいただいた個別の機関等は、支援調整会議等の構成員として想 定されている機関が含まれており、また、その他の機関についても、女性一人 ひとりの抱える問題や支援に応じた連携が必要であるため、すべてを列記す ることは困難と考えます。 なお、いただいたご意見の趣旨を踏まえ、次の項目を追加しました。 「○その他の関係機関等との連携 ・支援調整会議、各圏域の「DV被害者支援ネットワーク会議」について、民 生委員、児童委員等の幅広い関係機関等を必要に応じて加えます。 ・支援を必要とする女性一人ひとりの状況に応じて、会議構成機関等をはじめ 構成機関等以外の者とも適切に連携を図ります。」
66	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	20	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こ し (2) 関係機関の連携 強化	・支援対象者（同伴者を含む）の個人情報の適正な取扱いに留意しつつ、関係機 関での情報共有を必ず行うこと、関連規則の整備又は既存の規則の適用等を記載 してはどうか。 一時保護等では、支援対象者の同意を得られないことも考えられるため、同意がなく ともすぐ情報共有できることが望まれる。 ・また、支援内容に漏れが出ないよう確認するため、支援対象者の個人情報を支援 調整会議で共有する、と記載してはどうか。	・支援にあたっての情報の取扱いについては、基本目標4(2)に記載の取組 を進めてまいることとし、記載の修正は行いません。 いただいたご意見は、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいた します。
67	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	20	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こ し (3) 民間団体等の掘 り起こし	・民間支援団体の運営継続や新規立ち上げ支援について、財政支援を含めた施策 を講じる必要があると考える。	・県内外で本県の女性支援の取組を担っていただける民間団体等を掘り起 こし、連携を図ってまいります。 いただいたご意見は、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいた します。
68	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	20	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こ し (3) 民間団体等の掘 り起こし	・活動支援のための補助金の交付を行ってほしい。	・県内外で本県の女性支援の取組を担っていただける民間団体等を掘り起 こし、連携を図ってまいります。 いただいたご意見は、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいた します。

No.	素案の該当項目	頁	記載箇所	意見要旨	長野県の方
69	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	20	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こ し (3) 民間団体等の掘 り起こし	・厚生労働省が昨年3月24日に出した若年被害女性等支援事業に携わる民間 団体の適格性に関する通知(Q & A)を遵守すると記載してはどうか。 また、市町村には把握する各団体の情報を極力公にする、又は市民の求めに応じて 極力開示されることを望む。	・厚生労働省通知や本県の情報公開制度の趣旨を踏まえ、連携を図る民間 団体の選定、県民の皆様に対する情報公開を適切に行ってまいります。
70	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	20	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こ し (3) 民間団体等の掘 り起こし	・課題共有のための定期的な懇談会を民間団体と行政機関担当者で行うこと。 市町村との連携、民間団体との協働がうたわれているが、市町村とどのように連携し ていくのか、現状ゼロである連携できる民間団体をどのように増やしていくのか、具体的 な施策が必要と思う。	・女性支援施策の推進にあたり、基本目標4(3)に記載の民間団体等 との懇談の機会を設ける等の方法により意見聴取を行い、連携を図ってまい ります。
71	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	20	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こ し (3) 民間団体等の掘 り起こし	・民間団体の起業を進めるために、業務や起業のための研修会や講習、交流会等 を実施してほしい。	・いただいたご意見は、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいた します。
72	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	20	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こ し (3) 民間団体等の掘 り起こし	・民間団体のように、駆け込む女性をほとんど無条件にまずは受け入れて、その後専門 家の対応を依頼するのが良い。多分行政では得られない貴重な情報を持っているの で、ヒアリングし巷のニーズを把握してほしい。 地域の理解も必要、微力でも若い人たちの役に立てることを喜びとする人間をボラン ティアで良いので使ってもらいたい。	・県内外で本県の女性支援の取組を担っていただける民間団体等を掘り起 こし、連携を図ってまいります。 いただいたご意見は、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいた します。
73	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	20	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こ し (3) 民間団体等の掘 り起こし	・民間団体の施設のように、いつでも誰でも泊まれて、しかも何より安い施設が近くにあ れば安心して日々を生きられる。居場所を提供できる体制の強化、システムの確立を 求める。	・県内外で本県の女性支援の取組を担っていただける民間団体等を掘り起 こし、連携を図ってまいります。 いただいたご意見は、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいた します。
74	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	20	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こ し (3) 民間団体等の掘 り起こし	・安心・安全の泊まれる居場所がほしい。NPO法人に働きかけてほしい。	・県内外で本県の女性支援の取組を担っていただける民間団体等を掘り起 こし、連携を図ってまいります。 いただいたご意見は、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいた します。

No.	素案の該当項目	頁	記載箇所	意見要旨	長野県の方考え方
75	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	20	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こ し (3) 民間団体等の掘 り起こし	・官民連携の強化と具体的な推進について、実績のある民間団体の意見を取り入れ て計画を進めてほしい。	・女性支援施策の推進にあたり、基本目標4（3）に記載の民間団体等 との懇談の機会を設ける等の方法により意見聴取を行い、連携を図ってまい ります。
76	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	20	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こ し (3) 民間団体等の掘 り起こし	・民間団体等に補助金支給による支援をしてほしい。	・県内外で本県の女性支援の取組を担っていただける民間団体等を掘り起 こし、連携を図ってまいります。 いただいたご意見は、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいた します。
77	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	20	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こ し (3) 民間団体等の掘 り起こし	・ソーシャルワーカーや民間支援施設への助成を求める。	・県内外で本県の女性支援の取組を担っていただける民間団体等を掘り起 こし、連携を図ってまいります。 いただいたご意見は、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいた します。
78	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	20	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こ し (3) 民間団体等の掘 り起こし	・民間団体の掘り起こしは困難。女性相談員や、専門員としてあいとびあ等の勤務経 験のある方との繋がりを保ち、事業委託等を考えてはどうか。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考 にいたします。
79	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	20	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こ し (3) 民間団体等の掘 り起こし	・伴走支援体制の強化が急務と感じる。市町村福祉事業所だけでなく、民間団体 との連携が必要だと思う。	・女性支援施策の推進にあたり、基本目標4（3）に記載の民間団体等 との懇談の機会を設ける等の方法により意見聴取を行い、連携を図ってまい ります。
80	第2章 支援のための 施策内容に関する事項	20	基本目標4 支援機関 の体制・連携強化及び 民間団体等の掘り起こ し (3) 民間団体等の掘 り起こし	・自分を肯定して受け入れてくれる人と場所があることは、精神障害者にはありがたい。 近くにも民間団体の施設が欲しい。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考 にいたします。

No.	素案の該当項目	頁	記載箇所	意見要旨	長野県の方考え方
81	第2章 支援のための施策内容に関する事項	20	基本目標4 支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし (3) 民間団体等の掘り起こし	・専門職の配置が難しければ、民間の専門機関に繋げる等連携を図ってほしい。突発的で一過性のものよりも加害をした人の依存症や虐待の問題、当事者の複雑性PTSD等トラウマ関連の事象が複層的に存在する。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
82	第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項	20	1. 基本計画の進捗管理	・計画の進捗管理について、分科会の内容（資料、議事録等）や会議そのものを公開すると記載してはどうか。 本支援は社会の広範な層から理解と協力を得ることなされるものであり、支援の現況を広く知ってもらうことは重要です。	・いただいたご意見を踏まえ、基本計画の進捗状況に関する情報の公開に努めてまいります。
83	第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項	20	1. 基本計画の進捗管理	・分科会において把握、評価する「実施状況」は、成果指標として数値目標を設定している項目以外にも、本支援の様々な取組とすることを記載してはどうか。 計画案で数値目標とされている項目は、一時保護における満足度の他は、支援体制の整備であって支援そのものの効果ではなく、また一時保護における満足度も本支援全体による現状改善を表す指標とは言い難いことから、数値目標とされる項目以外の部分も状況を把握・評価し、PDCAを効かせることが求められる。	・いただいた意見を参考に、基本計画の進捗管理を行ってまいります。
84	第4章 資料編	21	長野県の実況（令和5年4月1日現在） (4) 民間保護施設、NPO等	・「②県内のNPO法人」について、県と連携している法人はないとの記載があるが、県とケースや運営についての相談、母子寮を経て県女性相談センターに繋がったケースもある。市町村への調査、実態把握を再度行い、計画策定と女性支援に生かすようお願いする。	・いただいたご意見を参考に、調査、状況把握を行い、今後の女性支援に活かしてまいります。
85	基本計画全般について			・公文書は難しい言葉が多く、精神的に落ちてる時、頭が混乱している時には読んで理解するのが難しく感じることもある。子どもが読んでもわかる言葉で表してほしい。多言語による案内も必要と考える。	・いただいたご意見を踏まえ、チラシ配布による周知等の今後の情報発信において、わかりやすく、相談することの大切さをご理解いただけるような表現等に努めてまいります。
86	基本計画全般について			・従来の相談窓口の付け替えに終わっている感があり、あらゆる問題に対応できる「窓口の一本化」が必要ではないか。	・様々な問題を抱える女性が相談する窓口として、県保健福祉事務所又は県内各市の女性相談支援員と、県女性相談支援センターを位置づけております。
87	基本計画全般について			・当事者からの意見を積極的に聴く場を設け、計画に取り入れてほしい。女性たちの状況に配慮し、行政側から積極的に意見を聴く場を作る必要がある。	・女性支援施策の推進にあたり、基本目標4（3）に記載の民間団体等との懇談の機会を設ける等の方法により、意見聴取を行ってまいります。
88	基本計画全般について			・漠然とし過ぎていて具体的な案がない。これを掘り下げて議題を勧めてくれる人が居るのか。私が参加したい、オンラインでは意見を書ききれない。	・女性支援施策の推進にあたり、基本目標4（3）に記載の民間団体等との懇談の機会を設ける等の方法により、意見聴取を行ってまいります。



No.	素案の該当項目	頁	記載箇所	意見要旨	長野県の方考え方
89	その他女性支援施策に関するご意見			<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県として、法令の「困難な問題」をどのように定義づけるか、具体的に示してほしい。当事者を交えた新しい定義づくりを検討する必要がある。</li> <li>・身体的暴力の痕跡がない場合、夫婦間又は児童、高齢者の虐待等、法律や制度がなく、行政では対応しかねるときに、当事者たちはどうすればいいのかを検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいたご意見については、女性支援の施策を推進するにあたり、参考にいたします。</li> </ul>
90	その他女性支援施策に関するご意見			<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の一本化又は明確化</li> <li>・県外から逃げてきて、最初にどこに相談にいけば良いかわからなかった。連携を行政側に先にしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が相談する窓口として、県女性相談センターをホームページ等によりわかりやすく周知してまいります。また、他県の相談窓口との円滑な連携に努めるほか、時間帯にかかわらず相談ができるよう女性相談支援センターにおいて電子メール等による相談受付を開始します。</li> </ul>
91	その他女性支援施策に関するご意見			<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談の際も通常とは入口、施設を分け、加害者が知らない窓口を設ける等の配慮があると安心できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいたご意見については、女性支援の施策を推進するにあたり、参考にいたします。</li> </ul>
92	その他女性支援施策に関するご意見			<ul style="list-style-type: none"> <li>・確実に助けてくれる方法や、助けてくれる場所であってほしい。なければ県で作ってほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。</li> </ul>
93	その他女性支援施策に関するご意見			<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の自立に必要なのは安全な場所、安心して自分を語れる、次のことを考える場所と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。</li> </ul>
94	その他女性支援施策に関するご意見			<ul style="list-style-type: none"> <li>・困った時に気軽にお金がなくても安心して話せたり、泊まれたりする場所を増やしてほしい。現存する居場所を支援してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。</li> </ul>
95	その他女性支援施策に関するご意見			<ul style="list-style-type: none"> <li>・カサンドラ状態のひどい人が気軽に宿泊できる施設が街中にあるといい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。</li> </ul>
96	その他女性支援施策に関するご意見			<ul style="list-style-type: none"> <li>・困難と感じても、相談支援が受け入れてもらえず、さらに困難な状態へと追い込まれる。人権を尊重して助かる施設を作ってほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。</li> </ul>
97	その他女性支援施策に関するご意見			<ul style="list-style-type: none"> <li>・シェルターに入れるようにしてほしい。（精神的DVでも。決まりもゆるく改正してほしい。どんな困り事でも1、2泊くらい受け入れてほしい）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。</li> </ul>
98	その他女性支援施策に関するご意見			<ul style="list-style-type: none"> <li>・シェルターに空き家を活用してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。</li> </ul>
99	その他女性支援施策に関するご意見			<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療に関して、心理面接（カウンセリング）、訪問看護などを利用しやすくしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。</li> </ul>

No.	素案の該当項目	頁	記載箇所	意見要旨	長野県の方考え方
100	その他女性支援施策に関するご意見			・就業への支援も乏しい。当事者にはトラウマ的事象がある場合が多く、職場に配慮が必要になる。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
101	その他女性支援施策に関するご意見			・MSWとして女性保護のために何度も「通告」してきたが、一度もシェルターに繋がったことはない。現行法では面談した上で検討会議にかけ、双方合致した上で保護となり、何度も病院にて面談。被害者女性をただ苦しめる。 まずは、安全できる場所への利用、少し落ち着いたところで初回面談、行政にかかわる手続きをお願いし、その団体に県が伴走してほしい。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
102	その他女性支援施策に関するご意見			・「包括的な支援体制と県によるバックアップ」 虐待を受けている10代妊婦や家族の支援について、県女相や児相との連携強化をお願いしたい。基礎自治体や民間機関の相談員だけで対応ができないケースもある。保護か否か、自機関の仕事か否か等ではなく、関係機関が集まって家族のことを共に考える場を設けることが、基礎自治体や民間機関の安心に繋がり、よりよい支援ができる。	・いただいたご意見を踏まえ、女性相談支援センターと児童相談所等の連携強化に努めます。
103	その他女性支援施策に関するご意見			・離婚後に長期にわたりうつ病で苦しんでいるため、子どもへのフォローについて、継続的に支援してほしい。	・基本目標3（1）同伴児童等への支援、基本目標4（2）関係機関の連携強化等の取組を進めてまいります。
104	その他女性支援施策に関するご意見			・逆境的小児期体験を踏まえたサポートが必要だと思う。出会ってきた女性たちは過酷な子ども期を送っていた。貧困・非識字・低学歴・虐待・親のネグレクトや親の不在など、生育環境の厳しさが次の不利益を招く。悪循環をどの段階で断ち切るかが重要。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
105	その他女性支援施策に関するご意見			最優先課題は、関係各所が連携し加害を止めさせること。 ・DVを根絶する毅然とした姿勢表明・周知徹底 ・家庭内、パートナー間の加害を加害として行政が取り扱うこと ・行政機関からの加害者への注意、警告、行動規制の権限強化 ・加害者が他責ではなく、自身の支配欲、加害欲求と向き合い、精神的な自立を果たせること等	・DV加害者への対応について、「第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」に基づいて取り組んでまいります。
106	その他女性支援施策に関するご意見			・DVについて、男性側は全く悪いと思っておらず、同じことを繰り返す為、男性側の加害者プログラムも必須にしてほしい。	・DV加害者への対応について、「第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」に基づいて取り組んでまいります。
107	その他女性支援施策に関するご意見			・子どもを抱えて働きながら生きるシングルマザー一人一人の話を聞いてほしい。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
108	その他女性支援施策に関するご意見			・難病相談支援窓口が保健所と松本にしかなく、日常の困り事を気軽に話せる場所がない。気軽にLINE相談等ができるといい。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
109	その他女性支援施策に関するご意見			・保健所が開催する年に一度の交流会は、問題の糸口が掴めたり、解決するには程遠い。Zoomを利用したオンライン交流会など、時代に合ったサポートがほしい。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。

No.	素案の該当項目	頁	記載箇所	意見要旨	長野県の考え方
110	その他女性支援施策に関するご意見			・女性は賃貸の家の審査が通らないことが多く、夫やパートナー、実家から逃げられない原因になる。婚姻関係にあると更に難しく、色々な窓口が相談を嫌がる。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
111	その他女性支援施策に関するご意見			・住宅確保について、市営・県営住宅が難しいなら、民間等につないで欲しい。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
112	その他女性支援施策に関するご意見			・地域の空き家で、地域の方にも協力いただき利用と同時に地域のための就労、手伝いも出来る仕組みがあるといい。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
113	その他女性支援施策に関するご意見			・病気を持っているけど自立したい、グループホームや一人暮らしを望んでいるがお金がなく、家族からも援助がない場合の支援など。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
114	その他女性支援施策に関するご意見			・保証人なしの各種支援や給付。社協の制度とは別に長野県で給付してほしい。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
115	その他女性支援施策に関するご意見			・生活スキルを獲得する場や金銭感覚を得る機会を設ける必要がある。親のネグレクト・不在などにより、炊事・洗濯・料理・ゴミ出しなどの生活スキルを獲得できず、せっかく働いても惣菜を買い込んで生活費に事欠くことがある。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
116	その他女性支援施策に関するご意見			・そもそもこの法律ができたのはコロナ禍で女性が大量に失業し、生活が厳しくなり、自死が多発したことによる。元々雇用環境で脆弱性を持つ女性の状況を放置しすぎてきた。労働の場での支援や女性の雇用環境改善も必要で、女性労働の底上げをお願いしたい。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
117	その他女性支援施策に関するご意見			・市の無料法律相談を利用し、次の点に改善が必要と感じた。 ①男性弁護士では必ずしも女性の気持ちに寄り添った相談にはならない。 ②30分の無料相談では困っていることを満足に伝えることはできない。対処法や現状を打破できるような具体的な話にまで到底辿りつけない。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
118	その他女性支援施策に関するご意見			・法的に支援が必要なこともあるので、社会福祉と法律家の連携は不可欠。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
119	その他女性支援施策に関するご意見			・夫婦の会話のキャッチボールができず、妻が心身の不調を訴える。幸せな夫婦、世間に理解されない。安心して住める場所と、相談できる専門家（臨床心理士等）の公的支援を広めてほしい。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
120	その他女性支援施策に関するご意見			カサンドラ症候群の女性への支援をしてほしい。 ・専門窓口、講座等。カサンドラ症候群経験者が相談員としてほしい。 ・発達障がい者とカサンドラの家族向けの勉強会や相談会を企画してほしい。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
121	その他女性支援施策に関するご意見			・ヤングケアラーだけでなくシニア世代のケアラーも救ってほしい。介護女性の駆け込み寺がない。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。
122	その他女性支援施策に関するご意見			・性暴力の被害を受けた人々が助け合う自助グループがなく、安心安全に話せる場と専門の方が必要だと思う。	・いただいたご意見については、女性支援の施策等を推進するにあたり、参考にいたします。